

あぐりん

農の防人

おのうえ ひろふみ
尾ノ上 博文さん
(石見川)



発行

河内長野市農業委員会

編集

農委だより企画編集委員会

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL.0721(53)1111

(内線768)

TEL.0721(53)1115

(ダイヤルイン(直通))

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp>
E-mail : noui@city.kawachinagano.lg.jp

尾ノ上博文さん（74歳）を梅雨の間の晴れの日に、お訪ねしました。

農業を楽しんでます



野菜のハウス内



花のハウス内



地元農業委員の峯垣外委員（左）と一緒に新しいハウスの前で

◆現在は

24ヶ所の農地で、野菜と花を少量多品目栽培しています。5年前に花専用のビニールハウスを作り、スター・ヒマわりなどを栽培しています。今年3月には、さらに1棟野菜用のビニールハウスを作り、インゲン・

「趣味で野菜作りをしては？」という母の言葉に従い、定年退職後本格的に始めました。市農林課の営農指導の一環で直売所の品ぞろえ対策として石見川地区の冷涼な気候を利用し、夏場のほうれん草作りの指導が行われ参加した後、市主催の栽培講習会やJAの「花作り隊」に参加するなど農業技術を磨きました。

◆工夫されていることは

退職後の生きがいとして、妻と一緒に農業を始め、苗を買わずに自分で種から育てて、毎日畑に出て育ちは、製造部長です。

母からの教えに従っていましたが、農薬等の取り扱いが昔とは変わっています。そこで出荷停止になつたことがあります。それ以来わからることは、農林課営農指導員の白須賀さんに聞いています。それに防除暦を参考にしたり、JAの栽培専門誌を購入したりして、農薬について勉強しています。

◆地元農業委員から一言

楽しみながらの農業を今後も永く続けられますよう応援しておきます。

トマト・ほうれん草などを栽培しています。

◆ご苦労は

母から教えたことが、農薬等の取り扱いが昔とは変わっています。そこで出荷停止になつたことがあります。それ以来わからることは、農林課営農指導員の白須賀さんに聞いています。それに防除暦を参考にしたり、JAの栽培専門誌を購入したりして、農薬について勉強しています。

出荷していると昔の職場の友人と思われる再会があつたり、栽培講習会等で新しい仲間ができ、「あの人より良いものを作りたい。」とお互いに切磋琢磨しています。農業を通じて、人と会う機会を与えてもらつたと感謝しています。

◆これからは

年間を通して変わらぬ需要がある小菊に挑戦したいと考えています。

特定生産緑地の手続きはお済みですか？

(6月に市役所から手続き用紙が届いた方が対象です)

令和4年が期限の生産緑地は、

特定生産緑地の手続き

を忘れると、

税の優遇が無くなります！

固定資産税が
約100倍
になることも！

例えば、路線価が5万円、面積が500m²の生産緑地の場合

(※路線価は地域により異なります。土地の形状により税額は変動します)

	現在
固定資産税	約1,100円／年
都市計画税	約200円／年
合計	約1,300円／年

手続きを忘れると……

約8万円／年

約3万円／年

約11万円／年

※5年で引上げ

手続きは簡単！



申請書に署名



印鑑証明

を市役所5階都市計画課へ

小作人さんは
どうなるの

高齢で耕作
できない

他人に貸すのは
心配

まずはご相談ください

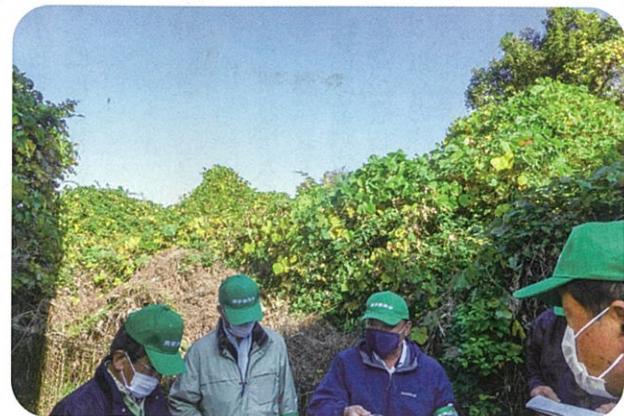
令和4年7月31日までに忘れず早めにお手続きを！

お問合せ 河内長野市役所 0721-53-1111（代表）
都市計画課（内線545） 農業委員会（内線765、768）

「農地パトロール」の実施について

農地法の改正に伴い、農業委員会は、毎年1回、遊休農地の解消を図ること等を目的として、管内の農地の利用状況を調査することが義務付けられました。

河内長野市農業委員会では、昨年に引き続き、遊休農地の状況調査を実施します。農業委員会の各委員が農地の周辺で調査を行いますので、実施にあたりまして皆様のご理解・ご協力をお願いします。



昨年実施した時の様子



令和2年度 農地法等関係処理状況 (R2.4～R3.3)

- (1) 会議の開催 ○総会及び定例農業委員会 12回 ○幹事会 2回
- (2) 農地法許可、届出等事務処理件数

件名	処理件数	田 (m ²)		畠 (m ²)		合計 (m ²)
農地法第3条の規定による許可申請 (農地の権利移動)	11 件	13 筆	9,045.00	3 筆	303.61	9,348.61
農地法第4条の規定による許可申請 (市街化調整区域内農地の自己所有地の転用)	1 件	—	—	1 筆	1,414.00	1,414.00
農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出 (市街化調整区域内農地の自己所有地の転用)	3 件	2 筆	625.00	1 筆	5.33	630.33
農地法第5条の規定による許可申請 (市街化調整区域内農地の転用を伴う権利移動)	6 件	44 筆	2,706.00	2 筆	372.26	3,078.26
農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出 (市街化調整区域内農地の転用を伴う権利移動)	21 件	34 筆	9,448.81	6 筆	587.21	10,036.02
計	42 件	93 筆	21,824.81	13 筆	2,682.41	24,507.22